

日本小児神経外科学会認定医制度規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本小児神経外科学会（以下、「本会」と略す）では、国民に信頼される医療を提供することを目的に、日本小児神経外科学会認定医制度（以下、「認定医制度」と略す）を発足させる。

第2条 小児神経外科は脳神経外科における重要な分野の一つであり、出生前・新生児期から小児期に特有な脳神経外科疾患の診断・治療を行う。診断・治療にあたっては、専門的知識と技術が必要となる。認定医制度では、小児脳神経外科に関する基本的な知識・技術の修得を通して会員を育成し、国内における安全で標準的な小児神経外科医療の実践に寄与し、国民の健康維持に貢献することを旨とする。

(名称)

第3条 認定医制度により認定された医師を、日本小児神経外科学会認定医（以下、「認定医」と略す）と呼称する。（認定医制度委員会）

第4条 「認定医」の認定及び更新を行うため、日本小児神経外科学会認定医委員会（以下、「認定医委員会」と略す）を設置する。

- 1) 委員長は本法人の評議員または学術委員の中から担当理事が選任し、理事会の承認を得る。
- 2) 担当理事および委員長は本法人の認定医の中から委員を指名し、理事長が委嘱する。

第2章 認定医

(認定医の認定)

第5条 「認定医」の認定手順は以下のとおりとする。

- 1) 「認定医」申請審査は年1回行う。
- 2) 「認定医」申請者は、指定された書類を記載し学会に提出する。
- 3) 「認定医」申請時に、所定の審査料を払い込む。
- 4) 認定医委員会が申請者の認定審査を行う。
- 5) 「認定医」と認定された者には、本会が認定料の払い込みを確認後に認定証が交付される。

(認定に必要な条件)

第6条 「認定医」として必要な条件は以下のとおりである。

- 1) 日本脳神経外科学会専門医である。
- 2) 申請時まで3年以上の本会会員歴を有し、会費滞納

がない。

- 3) 認定医申請に必要な要件を満たしている。（認定の期間、更新条件）

第7条 「認定医」の更新は5年ごととし、必要な条件は以下のとおりである。

- 1) 更新まで5年以上本会会員歴を有し、会費滞納がない。
- 2) 過去5年間に認定医更新に必要な要件を満たしている。

(喪失)

第8条 「認定医」は、以下に該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 「認定医」の更新を行わなかったとき。
- 2) 「認定医」を辞退する届けを、認定医委員会に提出したとき。
- 3) 本会を退会したとき。
- 4) 日本脳神経外科学会専門医資格を喪失したとき。
- 5) 「認定医」にふさわしくないと考えられる行為が認められたとき。これには医療行為のみでなく、社会的行動、あるいは認定医申請時の不正も含む。

第3章 認定医制度規則の変更

第9条 認定医制度規則の変更にあたっては、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得るものとする。

第4章 細 則

第10条 認定医制度規則の実施にあたっては別途細則を作成し、それに基づいて運営する。

第11条 本制度発足にあたっての移行期の措置については、細則で規定する。

附則：本認定医制度規則は2016年9月28日より施行する。

2 本規則は2017年6月26日に改定。

日本小児神経外科学会認定医制度細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、日本小児神経外科学会認定医制度規

則第 10 条にもとづき、日本小児神経外科学会認定医制度（以下、「認定医制度」と略す）の実施・運用に必要な事項を定めることを目的とする。

（細則運営機関）

第 2 条 この細則の実施・運用にあたっては認定医制度規則第 4 条で定める「認定医委員会」が担当し、諸事務事項を円滑に運営する。

第 2 章 認定医の申請と更新

（認定医申請）

第 3 条 認定医申請時に必要な条件は以下のとおりとする。

認定医申請にあたっては、以下に示す学術単位、手術経験、臨床経験を満たす必要がある。

1. 学術単位

申請時に必要な単位数 15

査読のある小児神経外科領域の論文（発表年度は問わない）

主著（筆頭、または責任著者） 3

共著 1

*論文は主著・共著問わず 1 編以上を必要とし、5 編まで申請できる。

*論文による学術単位取得は 10 単位を上限とする。

*申請する論文は、小児を主題とした論文であることが必要で、その掲載誌は「小児の脳神経」「Child's Nervous System」「Journal of Neurosurgery Pediatrics」を主体とする。「Neurologia medicochirurgica」など必ずしも小児神経外科領域のみを専門領域としない雑誌の掲載論文については、個々に認定医委員会で検討する。

日本小児神経外科学会参加（申請前 3 年間）
3（各年度）

*最低 1 回以上の参加を必須とする。

日本小児神経外科学会発表（申請前 3 年間）
3（各年度）

*発表者のみ

*同一年度複数発表は 1 題のみ単位として認める。

*発表には特別講演、セミナーでの発表も含む。

*企業との共催セミナーは含まない。

日本小児神経外科学会認定小児神経外科教育セミナー
参加（申請前 3 年間） 3（各年度）

2. 手術経験

15 歳以下小児神経外科手術経験を 10 例以上必要とする。

5 歳以下症例を 3 例以上含むこととする。

手術症例は 1) 水頭症、2) 先天性疾患（水頭症を除く）、
3) 外傷、4) その他（腫瘍、血管障害、機能外科など）
の 4 分野のうち、3 分野以上を含むこととする。

手術は認定医の指導のもとに行ったものを対象とする。
術者または助手を 1 例とする。

同一症例の複数回手術は 1 例とする。

*公式手術記録を提出する。

見学の場合は、手術室での執刀前準備から閉創までを 1 例とし、認定医または診療科長の証明書が必要

*見学症例は 2 例を上限とする。

3. 臨床経験

上記、手術症例以外に 15 歳以下小児神経外科症例 20 例以上（外来症例は 5 例を上限とする）の治療経験を必要とする。手術の有無は問わない。ただし、1) 水頭症、2) 先天性疾患（水頭症を除く）、3) 外傷、4) その他（腫瘍、血管障害、機能外科など）の 4 分野のうち、3 分野以上を含むこととする。

入院症例は、申請者の名前が担当医・受持医あるいは指導医として確認できる退院サマリを添付する。

外来症例は担当医・受け持ち医あるいは指導医として 1 年以上継続して診療を行った症例とし、200 字程度の要約をつける。

（認定医更新）

第 4 条 認定医更新時に必要な条件は以下のとおりとする。
認定医更新にあたっては、以下の学術単位を満たす必要がある。

学術単位

更新前 5 年間に必要な単位数 12

査読のある小児神経外科領域の論文（更新前 5 年間）

主著（筆頭、または責任著者） 3

共著 1

*主著・共著問わず 3 編まで申請できる。

*論文による学術単位取得は 5 単位を上限とする。

*申請する論文は、小児を主題とした論文であることが必要で、その掲載誌は「小児の脳神経」「Child's Nervous System」「Journal of Neurosurgery Pediatrics」を主体とする。「Neurologia medicochirurgica」など必ずしも小児神経外科領域のみを専門領域としない雑誌の掲載論文については、個々に認定医委員会で検討する。

日本小児神経外科学会参加 3（各年度）

*最低 2 回以上の参加を必須とする。

日本小児神経外科学会発表 3 (各年度)

* 発表者のみ

* 同一年度複数発表は 1 題のみ単位として認める。

* 発表には特別講演、セミナーでの発表も含む。

* 企業との共催セミナーは含まない。

日本小児神経外科学会認定小児神経外科教育セミナー
参加 (更新前 5 年間) 3 (各年度)

* 更新時、65 歳以上の認定医は、学術単位として更新前 5 年間に 6 単位 (学会参加歴の有無を問わない) を取得すること。

第 3 章 認定医申請・更新時の特例措置

(評議員)

第 5 条 本会評議員は、学会におけるその指導的立場を配慮し、特例として認定医申請および更新時の学術単位・手術経験は問わない。

(その他)

第 6 条 更新期間中に必要な単位を取得できなかった場合、1 年間を猶予期間として次年度に申請することができる。

第 7 条 出産・育児、留学、疾患による療養などで必要な条件を満たすことができない場合は、更新猶予申請書類を認定医委員会に提出するものとする。認定医委員会において更新期間の猶予を個別に審議する。

第 4 章 認定医申請・更新審査

(認定医申請時提出書類、他)

第 8 条 認定医申請時の提出書類は以下のとおりとする。

1. 申請書
2. 日本脳神経外科学会専門医認定証 (写)
3. 本学会への参加を証明するもの
4. 本学会発表抄録 (写)、掲載論文表紙 (写)、教育セミナーなどの参加証 (写)
5. 手術症例要約 (1 手術 1 枚) 及び公式手術記録 (写)
6. 手術見学証明書 (該当者のみ)
7. 臨床経験症例要約 (退院時サマリ、外来症例要約)
8. 認定審査料 30,000 円

(認定医更新時提出書類、他)

第 9 条 認定医更新申請時の提出書類は以下のとおりとする。

1. 申請書
2. 日本脳神経外科学会専門医認定証 (写)
3. 本学会への参加を証明するもの
4. 本学会発表抄録 (写)、掲載論文表紙 (写)、教育セ

ミナーなどの参加証 (写)

5. 更新審査料 20,000 円

(認定医認定料)

第 10 条 認定医に認定された者は、本会に認定料 20,000 円を納付する。

第 11 条 認定医承認通知送付後、1 か月以内に所定の認定料を納める。認定料納付確認後に、日本小児神経外科学会認定医証を発行する。認定期間は 5 年間とする。

(認定医申請・更新申請期間及び審査期間)

第 12 条 初回認定医申請及び更新申請は毎年 2 月 1 日より 2 月末日までとする。

第 13 条 認定医申請及び認定医更新申請受理後、認定医委員会において速やかに審議を行う。審議結果は当該年度の評議員会で承認を受ける。

第 5 章 補 則

(改定)

第 14 条 本細則の改定にあたっては、認定医委員会で討議・提案し、理事会の議決を経て評議員会の承認を得るものとする。

(発効)

第 15 条 本細則は 2016 年 9 月 28 日をもって発効。

2 本細則は 2017 年 2 月 12 日に改定。

3 本細則は 2017 年 6 月 26 日に改定。

附則：

1. 手術見学の対象となる施設は、認定医が常勤する、日本脳神経外科学会研修プログラム基幹施設または小児年間手術患者数が 50 名以上の施設とする。本制度発足 6 年目以降は、認定医が 2 名以上常勤する施設とする。
2. 認定医申請のための手術症例は、本制度発足 5 年後までは、認定医の指導のもとで行われた症例でなくともよい。なお、発足 6 年目以降は、認定医のもとでの手術症例に限定し、本制度発足前に行われた症例については、認定医委員会が個別に審査する。
3. 認定医委員会は、小児神経外科教育セミナー (日本小児神経外科学会主催教育セミナー) 受講者が小児神経外科全般において最新の標準的知識が得られるように、セミナー開催者及び本会教育委員会と緊密に連携をとる。
4. 出産・育児、留学、疾患による療養などによる新規/更新猶予は 2 年を限度として申請することができる。2 年を超えて猶予を希望する場合は、再度新規/更新猶予申請を必要とし、その可否を認定医委員会で審議する。
5. 更新猶予期間中の認定医資格は以下のとおりとする。

- 1) 更新期間中に必要な単位を取得できず1年間更新猶予となった場合、猶予期間中の認定医資格は停止する。次の認定医更新は、更新承認後4年となる。
- 2) 出産・育児、留学、疾患による療養などで必要な条件を満たすことができず更新猶予となった場合、休会期間中の認定医資格は停止する。休会をしないときは、認定医資格を維持する。更新時には新たな認定医番号が付与され、次の認定医更新は、更新承認後5年となる。

(附則 2022年4月11日改定)